

## 1. 前回(令和5・6年度登録申請)からの主な変更点

### 【全体】

- ・オンライン申請ができるようになりました。
  - ※押印が必要な書類も、原本をPDFデータにして提出可。
  - ※市外の工事業者と、コンサル業者(市内・市外)は、原則オンラインでの申請となります。
- ・登録の決定通知をホームページへの名簿(業者番号)掲載で行うため、決定通知用ハガキの提出を不要とします。

### 【市内-工事業者】

- ・申請書に、市税調査同意、使用印鑑届、委任状の内容を含め、押印が必要な書類を1つにしました。
- ・**営業所の専任技術者が分かる資料**の提出が必要となります。
- ・法人の場合、**登記簿謄本**の提出が必要となります。
- ・紙申請の場合、**クリアファイル**での提出が必要となります。

### 【市外-工事業者】 ※原則オンライン申請

- ・申請書への押印(実印)を不要とします。
  - ※使用印鑑届のみ押印継続(PDFデータで提出)。
- ・支店等への委任、非暴力団誓約は、オンライン入力とします。
- ・法人の場合、**登記簿謄本**の提出が必要となります。

### 【市内・市外-コンサル業者】 ※原則オンライン申請

- ・申請書への押印(実印)を不要とします。
  - ※使用印鑑届のみ押印継続(PDFデータで提出)。
- ・支店等への委任、非暴力団誓約、市税調査同意は、オンライン入力とします。